

女性のエンパワメント原則（続）

大西 祥世

1 GCO・UN Women「女性のエンパワメント原則（WEPs）」の実効性

国連 GC 加盟企業の CSR 活動におけるジェンダー・イシューの取組と、ポジティブ・アクションを中心とした諸外国の女性のエンパワメントを推進する法制度を、WEPs を軸に分析・検討した。

○ 「ポジティブ・アクションによる女性のエンパワメントと平等促進」

(法學志林 109 巻 1 号)

- 1 国連 GC における女性のエンパワメントの重視
- 2 日本の国連 GC 加盟企業のジェンダー・イシューの取組
 - (1) GC 加盟企業における実践と WEPs との相関性
 - ① ワーク・ライフ・バランスの促進
 - ② リーダーシップによる男女平等の企業文化の創造
 - ③ データの公表とポジティブ・アクションの運用
 - (2) 世界の GC 加盟企業における WEPs の活用
- 3 ポジティブ・アクションによる雇用における男女平等の促進
 - (1) 日本におけるポジティブ・アクションに関する法制度
 - (2) 諸外国のポジティブ・アクションに関する法制度
 - ① 男女平等推進計画およびプログラムの策定
 - ② 男女の賃金格差の解消
 - ③ 女性の従業員採用および取締役登用の促進
 - ④ 女性のエンパワメントや WLB の進捗状況のモニターと報告
 - ⑤ 起業、職場復帰等、女性をエンパワーするための支援
 - (3) 若干の考察

2 今後の展望—ますます活用される WEPs

○ UN Women による活用の促進

2011 年 6 月に策定された「UN Women 戦略計画」において、優先課題領域の一つに「経済的な女性のエンパワメントの促進」が、数値目標の一つに「2015 年までに WEPs 署名企業を 500 社とする」ことが盛り込まれた。

○ 日本公法学会での報告

2011 年 10 月の日本公法学会研究大会第一部会で、「グローバル化における公法上の企業の位置づけ」について、国連 GC や WEPs の取組を中心に報告する予定である。

○ GC 韓国ネットワークによる活用の促進

2011 年 11 月 22 日・23 日に、韓国ソウル市で「グローバル CSR 会議 2011」が開催される (GCKN と KMAC の共催)。GC の 4 分野のうち「人権」のセッションでは、WEPs をテーマに、企業がどのように男女平等を推進するか、サプライチェーンに広げていくか等が議論される。

○ 第 4 回 WEPs 会合の開催

2012 年 3 月 6 日に、第 4 回 WEPs 会合の開催が予定されている。